

# 診 断 書

※ この診断書の記入要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

1 氏名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日生 ( 歳) 住所
2 医学的診断 診断名  所 見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)  備考 (診断が未確定の時の今後の見通し, 必要な検査など)
3 判断能力判定についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, 意見欄に記載する) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない (後見相当)。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である (保佐相当)。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある (補助相当)。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見)  判定の根拠 (検査所見・説明)  備考 (本人以外の情報提供者など)

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・診療科名

所在地, 電話番号

担当医師名

印



## 鑑定連絡票

(診断書、診断書附票と共にご提出ください)

( ) さんに対する鑑定の引き受けが可能である旨連絡します。

1 医師の氏名：<sup>フリガナ</sup> \_\_\_\_\_

希望連絡先

診断書記載のとおり

次のとおり

電話番号： \_\_\_\_\_ (自宅・勤務先)

住所又は所在地： \_\_\_\_\_

2 担当診療科名

精神科       脳神経外科       内科       外科

その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 鑑定料 (必要額)

(※ 鑑定料は消費税や検査料を含めた金額であり、要するに「振込金額の総額」となります。)

3万円       5万円       その他 ( \_\_\_\_\_ 円)

未定 (後日、裁判所から連絡・相談してほしい)

4 鑑定の依頼方法

直接、先生に連絡して依頼する。

病院等の事務局に連絡 (担当者： \_\_\_\_\_) して依頼する。

その他 ( \_\_\_\_\_ )

5 連絡可能曜日等

曜日	AM	時	分頃
	PM	時	分頃

## お 願 い (主治医の先生へ)

名古屋家庭裁判所後見センター

名古屋市中区三の丸1丁目7番1号

電話 052-223-2015(ダイヤルイン)

この度先生がご担当の( )さんに対し、後見開始等の審判申立が検討されています。つきましては、診断書及び鑑定書の作成について、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上的の疾患・障害により、判断能力が低下した方に関し、本人に代って法律行為や財産管理を行ってもらったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりする人(後見人等)を選ぶことで、本人の判断を助け、利益保護を図る制度です。

具体的には、本人の判断(財産の管理・処分)能力に応じて

- ・後見開始(自己の財産を管理、処分することができない方)
- ・保佐開始(自己の財産を管理、処分するには、常に援助が必要な方)
- ・補助開始(自己の財産を管理、処分するには、援助が必要な場合がある方)

の3つの類型があり、類型によって援助の内容や援助者の権限が異なります。

家庭裁判所では、親族等の申立てに基づき、本人の能力がどの程度でどの程度援助が必要か、誰を援助者に選任するかなどを判断します。その際、本人の状況を明らかにするために、申立てに際して「診断書」の添付をお願いしております。後見及び保佐類型に該当される方については、その後さらに、原則として医師による「鑑定」が必要となります(家事審判規則24条、30条の2)。

### 2 診断書について

(1) 貴院備え付け書式の診断書をご使用されても差し支えありません。

診断書は審理の参考資料となりますので、診断書と共に、3枚目に綴じてある診断書附票(本人の心身状態や検査結果など)もご記入くださるようお願いいたします。

ただし、補助開始の申立てについては、原則として鑑定が省略され、診断書で判断能力の状況を把握するため、家庭裁判所が用意したもの(2枚目に綴じてある定型診断書)が必要となります。

(2) ご提出の診断書の内容について、後日、家庭裁判所調査官等から電話で確認させていただくことがあります。申立てをした方(親族等)の承諾を得た上で問い合わせておりますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 診断書作成料は、この文書を持参して診断書作成を依頼した者(本人の親族等)に請求してください。

### 3 鑑定について

(1) 鑑定に際しては、「良心に従って誠実に鑑定する」旨を記載した宣誓書等は郵送で提出をお願いしており、わざわざ家庭裁判所にお越し願うことはありません。また、通常、家庭裁判所での証人尋問等を行われません。

(2) 家庭裁判所では、本人の負担を軽減するため、なるべく本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いしております。そのため、後見開始等の申立予定者には、事前に主治医の先生に、本人の鑑定の引受けに関するご意向をお尋ねした上で、申立てをするようお願いしています。

ご多忙中恐縮ですが、鑑定をお引き受けくださる場合は、別添の「鑑定連絡票」に必要事項をご記入の上、申立予定者に手渡して下さい。お引き受け願えない場合は、その旨を申立予定者にお伝え下さい。正式に鑑定をお願いする場合には、後日書面を送付させていただきます。

「本人の意識障害が著しく、ほぼ植物状態である」などの理由で鑑定手続を省略する場合があります。家事審判官が鑑定の省略を決定した場合、後日、家庭裁判所からご連絡しますが、あらかじめご了承ください。

(3) 鑑定依頼の流れは、次のとおりです。

① 後見開始等の申立てがあり、鑑定実施を家事審判官が決定した後に、家庭裁判所から「鑑定人指定書の謄本」、「鑑定依頼書」、「宣誓書」、「鑑定料請求書」等をお送りします。必要事項を記入の上ご返送ください。

② 鑑定書を作成（作成期間はおおむね1か月程度を目安にしてください。）の上、家庭裁判所にご提出ください。

③ 指定された口座に鑑定料をお支払いいたします。鑑定料は家事審判官が諸事情を勘案の上決定いたしますが、それに先立ち、検査料や消費税等込みの鑑定費用の見通しを先生方にお尋ねしております。なお、検査料や消費税等込みで5万円程度で鑑定をお引き受けくださる主治医の先生方が多いのが実情です。

鑑定料は申立てをした者の負担ですが、申立人→家庭裁判所→鑑定人（主治医の先生または病院）という流れで支払われます。

（参考）

1 鑑定事項は、①精神上的障害の有無、内容及び障害の程度、②自己の財産を管理及び処分する能力、③回復の可能性です。

2 診断書及び鑑定書の作成方法等についてご不明の点がございましたら、冊子「新しい成年後見制度における診断書作成の手引」及び「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引き」が家庭裁判所に用意してありますので、申立先の家庭裁判所（支部）までお問い合わせください。また、これらの冊子は、最高裁判所のホームページ（<http://www.courts.go.jp>）からも取寄せることができます。